

記事

◆令和2年度保全実態調査結果（平成31年度実績）について

令和2年度保全実態調査結果（平成31年度実績）について

国家機関の保全担当のみなさまにおかれましては、令和2年度保全実態調査にご協力いただきましてありがとうございました。

この保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律（以下、官公法）に基づき、すべての国家機関の建築物等に対して毎年度実施しています。

今回はご報告いただきました令和2年度保全実態調査結果について報告します。

1. 調査施設の概要

令和2年度保全実態調査では、管内の288施設について報告を頂きました。その施設内訳は、庁舎等（合同庁舎等及び一般事務庁舎その他業務施設等）が218施設（76%）、宿舍が70施設（24%）となっています。

また各施設の主要な建築物を経年別に分類すると、庁舎等では50%、宿舍では68%が建築後30年を経過しており、官庁施設の新築が減少している昨今、老朽化が懸念される施設は今後更に増加していく傾向にあります。

（図1参照）

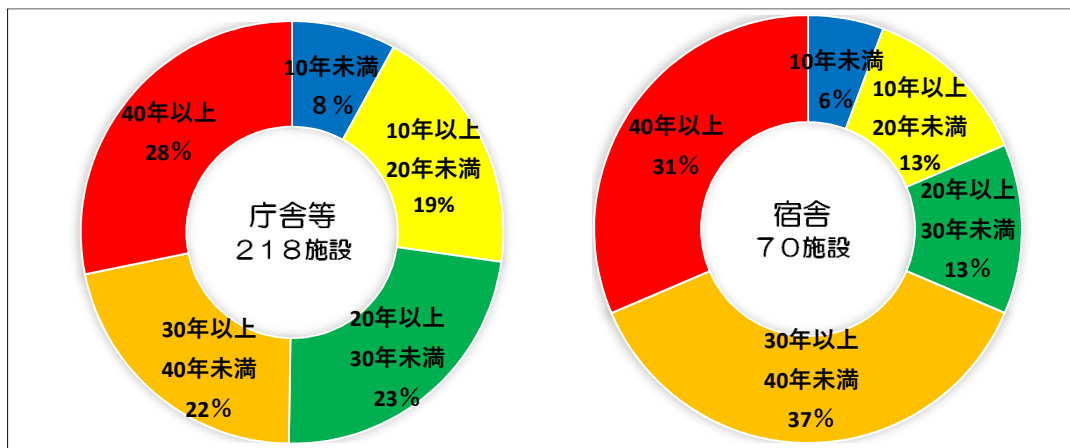


図1 施設経年別比率

各省庁が策定しているインフラ長寿命化行動計画では、それぞれ同一の指標として以下に示す目標を設定しています。インフラ行動計画は令和2年度が計画最終年度となっているため、今年度での実施率は100%達成できるようお願い致します。

- 良好な施設の割合80%以上
- 建築基準法及び官公法に基づく点検の実施状況100%
- 個別施設計画の策定率100%
- 施設保全責任者の設置100%

以上に示す目標の達成状況及び前年度比較について説明します。



2. 良好な施設の割合

保全実態調査の各項目をそれぞれ100点満点（一部200点満点）で評価し、その平均値を総評点として算出しています。

その総評点が80点以上の施設を「良好な施設」として位置づけており、その施設数の割合を80%以上にすることが目標となっています。

令和元年度実績は95.2%で、現時点で目標を達成している状況です。

（図2参照）

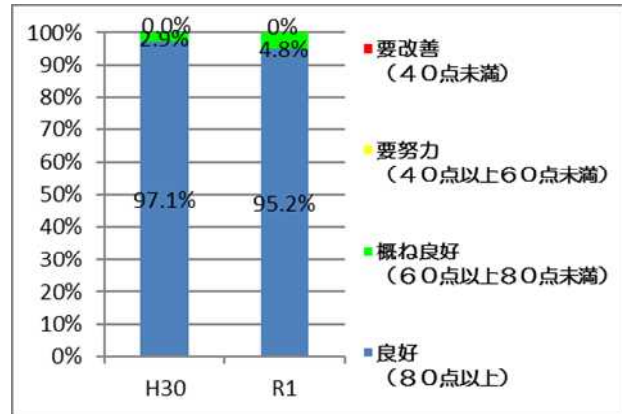


図2 良好な施設の割合前年度比較（宿舎除く）

3. 建築基準法及び官公法に基づく点検の実施状況

建築基準法及び官公法に基づく点検（以下、法定点検）として、対象となる規模の施設は、「敷地及び構造」、「建築設備」及び「昇降機」の点検を実施することになっており、その実施状況を100%にすることが目標となっています。

令和元年度実績は93.0%で、前年度と比較して1.8%増加しているものの、目標は達成していない状況です。

（図3-1及び図3-2参照）

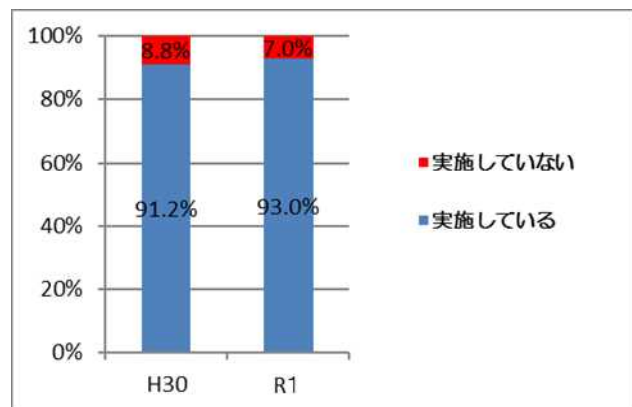


図3-1 法定点検実施状況の前年度比較

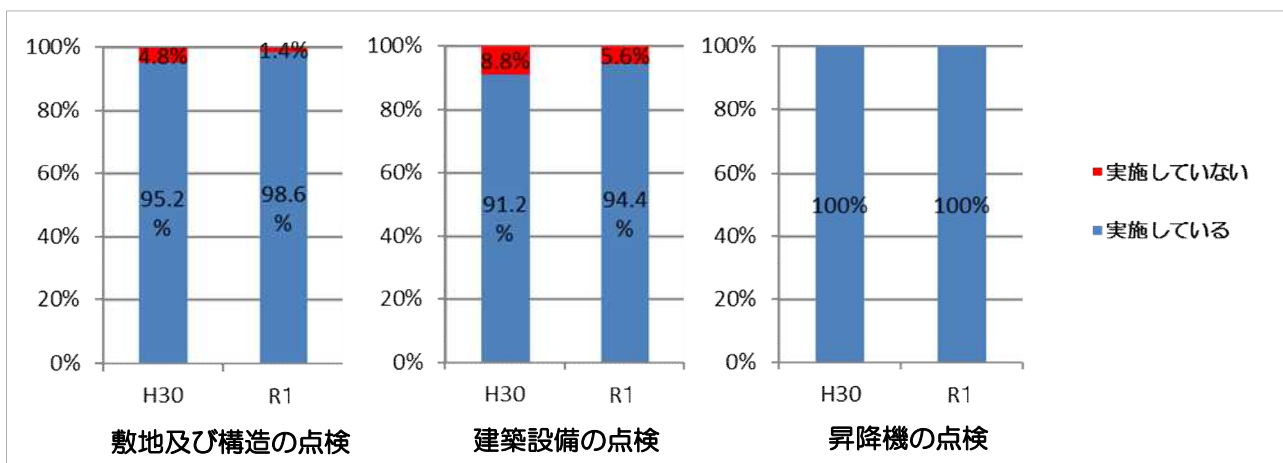


図3-2 法定点検実施状況（内訳）の前年度比較

4. 個別施設計画の策定率

個別施設計画は「中長期保全計画」、「点検結果の記録」及び「修繕履歴」から構成されており、施設のメンテナンスサイクル構築のためにその策定率を平成28年度実績で100%にすることが目標となっています。

令和元年度実績は前年度から引き続き98.6%で、現時点で目標は達成していない状況です。

(図4-1及び図4-2参照)

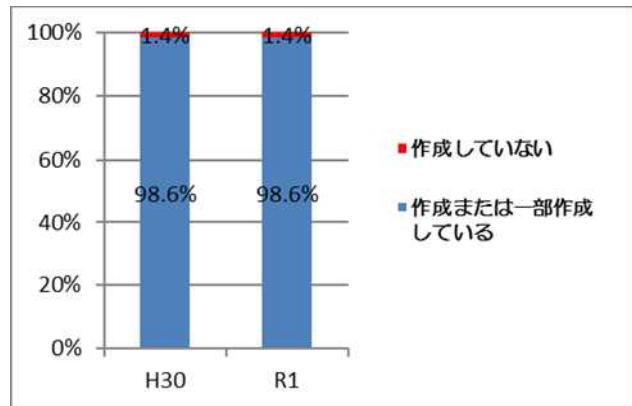


図4-1 個別施設計画策定率の前年度比較

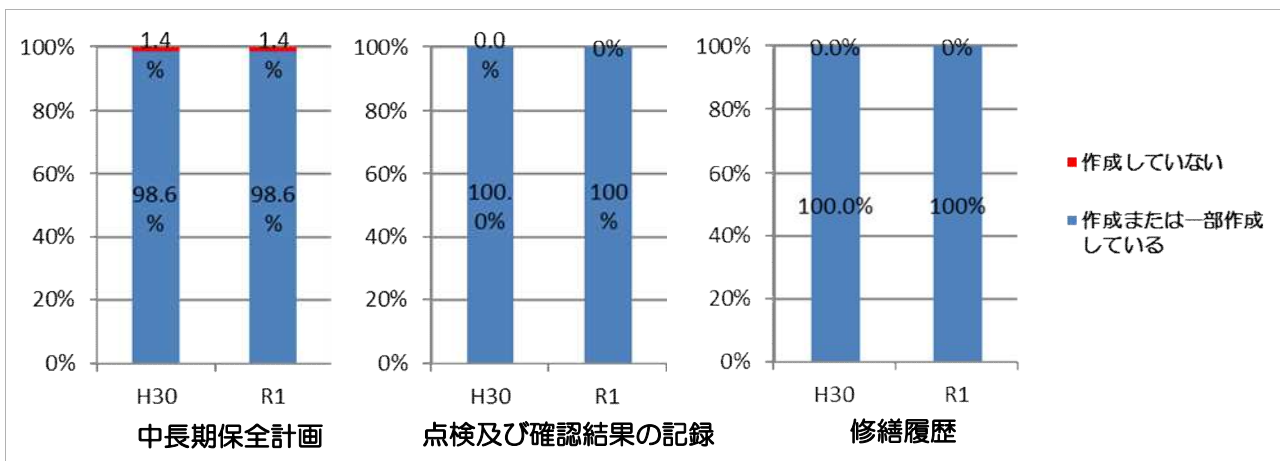


図4-2 個別施設計画策定率（内訳）の前年度比較

5. 施設保全責任者の設置

施設保全責任者は全ての官庁施設に設置することになっており、その設置率を100%にすることが目標となっています。

令和元年度実績は前年度から引き続き100%を維持しており、現時点で目標を達成している状況です。

(図5参照)

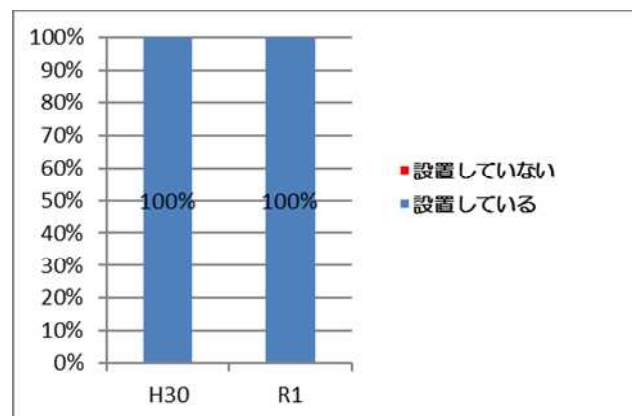


図5 施設保全責任者設置率の前年度比較

※官庁施設全体の保全実態調査結果については以下のURLよりご参照下さい。

国家機関の建築物等の保全の現況（国土交通省 官庁営繕ホームページ）

URL：http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html

官庁施設がその性能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能水準を確保し、保持し続けるためには、その施設を管理する保全担当者のみならず適切な保全業務を継続して実施する必要があります。来月から新年度となり、人事異動等で保全担当者の変更となる部署もあると思われますが、これまで培われた保全業務のノウハウを確実に後任の方に引き継いでいただき、組織として適切な保全業務を継続して下さいますようお願いいたします。

なお、新年度の4月には令和3年度保全実態調査依頼及び説明会・会議（下記参照）の開催案内の文書を各保全担当部署に送付させていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

令和3年度開催予定の説明会・会議（保全関係）

説明会名称	： 令和3年度 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N） 操作説明会
開催時期	： 令和3年6月中旬
開催場所	： 沖縄総合事務局
出席対象	： 国家機関の保全担当者等

会議名称	： 令和3年度 沖縄地区官庁施設保全連絡会議
開催時期	： 令和3年7月上旬
開催場所	： 沖縄総合事務局
出席対象	： 国家機関、地方自治体及び独立行政法人等の保全担当者等



沖縄総合事務局開発建設部 営繕監督保全室では、施設の保全に関するご相談を随時受け付けております。その他公共建築全般に係わるご相談も公共建築相談窓口で随時受け付けております。業務上お困りのことがございましたら、下記の連絡窓口まで気軽にご相談下さい。



内閣府

～美ら島の未来を拓く～

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL：098-866-0031 代表番号

営繕監督保全室（内線5521）098-866-1917 直通番号

営繕課（内線5152）098-866-1916 直通番号

FAX：098-861-9951

ホームページアドレス：<http://www.ogb.go.jp/kaiken/tatemono>

【編集事務局】
【公共建築相談窓口】